

合志市硝酸性窒素削減計画策定委員会の公開について

策定委員会の会議は、公開して行う。

ただし、特段の事情がある場合には、議長の判断により、その一部または全部を非公開とすることができる。

配布した資料及び議事録（要旨）は、会議終了後、市のホームページで公開する。

ただし、特段の事情がある場合には、議長の判断により、その一部または全部を非公開とすることができる。

議事録（要旨）には、発言委員の氏名は記載しない。

【「特段の事情がある場合」とされる具体例】

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある場合。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合。
- ③ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合。